

# 地域営農の現状と将来方向

## － 篠山地区を対象に －

武 部 隆

Takashi TAKEBE : Present Conditions of Regional Farming in Sasayama District and Its Future

This paper is written with the intention of clarifying the present conditions of regional farming and of creating regional farm bodies that would bear up regional farming in the future. For that purpose we take up Sasayama district that is famous for producing rice, black soybean, and yam. Sasayama district is located in Sasayama city, Hyogo prefecture.

We chose from Sasayama district 14 settlement areas that were showing interesting movement concerning regional farming, and put questionnaire survey in force. We also investigated organs such as Sasayama city office, Sasayama town agricultural cooperative, the Green Farm Sasayama, and so on to make clarify the future course of regional farming in Sasayama district.

As a result we concluded that two ways, lease and contract, must be used and combined to develop regional farming of Sasayama district in the future. We also made clear that joint management among territorial bond bodies and agricultural workers is a useful way to develop regional farming in the future.

### はじめに

本稿は、水稲作に加えて黒大豆や山の芋の生産が盛んな兵庫県篠山市篠山地区（旧篠山町）を対象に、そこにおける地域営農の現状を明らかにし、それを通して、篠山地区の地域営農を将来に亘って担っていく経営体を育成するための方策について考究することを目的としている<sup>1)</sup>。

そのために、篠山地区から、興味ある地域営農の動きを示している14集落を選定してアンケート調査を実施し<sup>2)</sup>、また、篠山市役所、篠山町農協、(有)グリーンファームささやま、作業受託組織、作業受委託農家を調査客体として聞き取り調査も実施して、上記目的を達成することにした。

以下、篠山地区の地域的な区分を明らかにし、また篠山地区の地域営農の現状と問題点を考察してから、篠山地区の地域営農の将来方向について検討を深めることにする。

## 1. 篠山地区の地帯地域区分

初めに、篠山地区の地域的な区分をしておこう。まず、農地流動化のタイプから、(a)保

有合理化型地帯：農地流動化比率が比較的高く農協の農地保有合理化事業を介した農地流動化が中心である集落からなる地帯、(b) 基盤強化型地帯：農地流動化比率が比較的高いが農協の農地保有合理化事業を介さない農地流動化が中心である集落からなる地帯、(c) 流動少数型地帯：そもそも農地流動化の比率が低い集落からなる地帯、の3地帯に分類する。

次いで、集落の所在地の観点から、(a) 東部地域：東部に所在する集落からなる地域、(b) 西部地域：西部に所在する集落からなる地域、(c) 南部地域：南部に所在する集落からなる地域、の3地域に分類する。ここで、流動少数型地帯に属する集落と南部地域に属する集落は完全に重なっている。

上記2種類の地帯地域区分を組み合わせ、以下では、(1) 保有合理化型東部地区：保有合理化型地帯で東部地域、(2) 保有合理化型西部地区：保有合理化型地帯で西部地域、(3) 基盤強化型東部地区：基盤強化型地帯で東部地域、(4) 基盤強化型西部地区：基盤強化型地帯で西部地域、(5) 流動少数型南部地区：流動少数型地帯（南部地域）、と呼称することもある。

このような地帯地域区分の概略図は、図1（イ）、図1（ロ）に示すとおりである。

## 2. 篠山地区の地域営農の現状

篠山地区の地域営農の現状を、アンケート調査結果に基づき整理すると、およそ以下のようになる（表1参照）。

まず、水稲作付地の稲作作業に関しては、全体では「依頼する稲作作業がある」割合が高く、「全稲作作業を自分で行う」割合は低くなっている。地帯地域別にみると、「全稲作作業を自分で行う」割合は、保有合理化型地帯で高く、基盤強化型地帯で低い。とくに、保有合理化型西部地区で高い値となっていることが注目される。逆に、「依頼する稲作作業がある」割合は、基盤強化型地帯で高く、保有合理化型地帯で低い。そして、基盤強化型西部地区でとくに高い値になっている。

保有合理化型地帯で「全稲作作業を自分で行う」割合が高いのは、同地帯ではもともと中大規模層が多く、その中大規模層で「全稲作作業を自分で行う」割合が高いからである。また、基盤強化型地帯で「依頼する稲作作業がある」割合が高いのは、同地帯では小中規模層が多く、その小中規模層で「依頼する稲作作業がある」割合が高いからである。

転作地の大豆作作業については、全体では「全作業を自分で行う」割合が高く、「依頼する大豆作作業がある」割合は低くなっている。これを水稲作付地の稲作作業との関係でみると、保有合理化型地帯では大豆作の「全作業を自分で行う」農家で「全稲作作業を自分で行う」割合が高く、基盤強化型地帯では「依頼する大豆作作業がある」農家で「依頼する稲作作業がある」割合が高い。流動少数型地帯でも「依頼する大豆作作業がある」農家で「依頼する

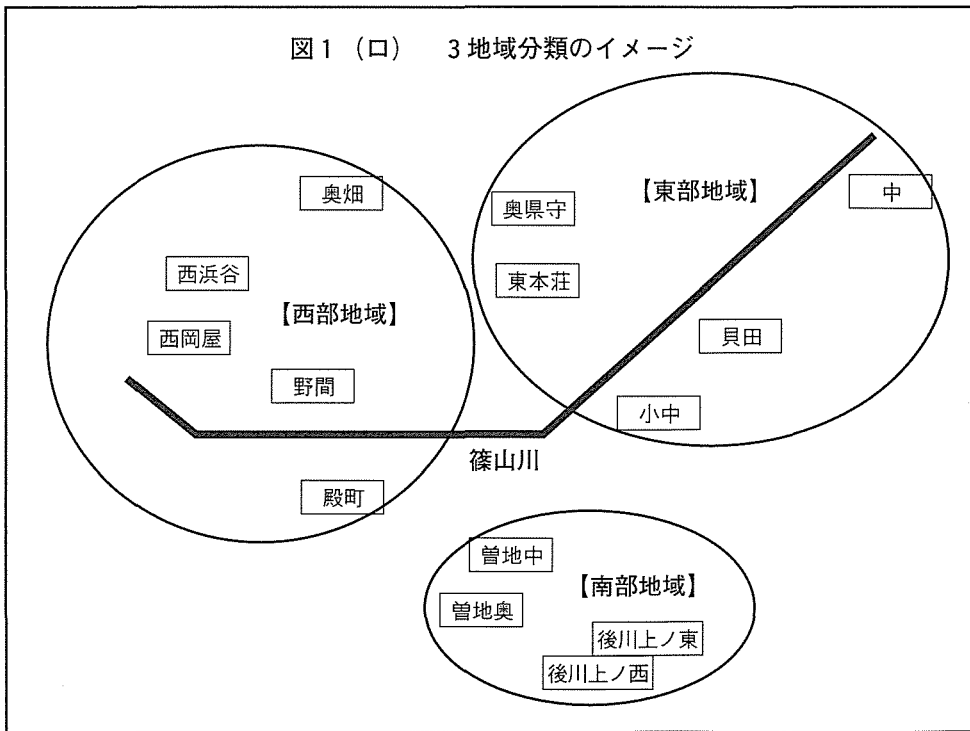
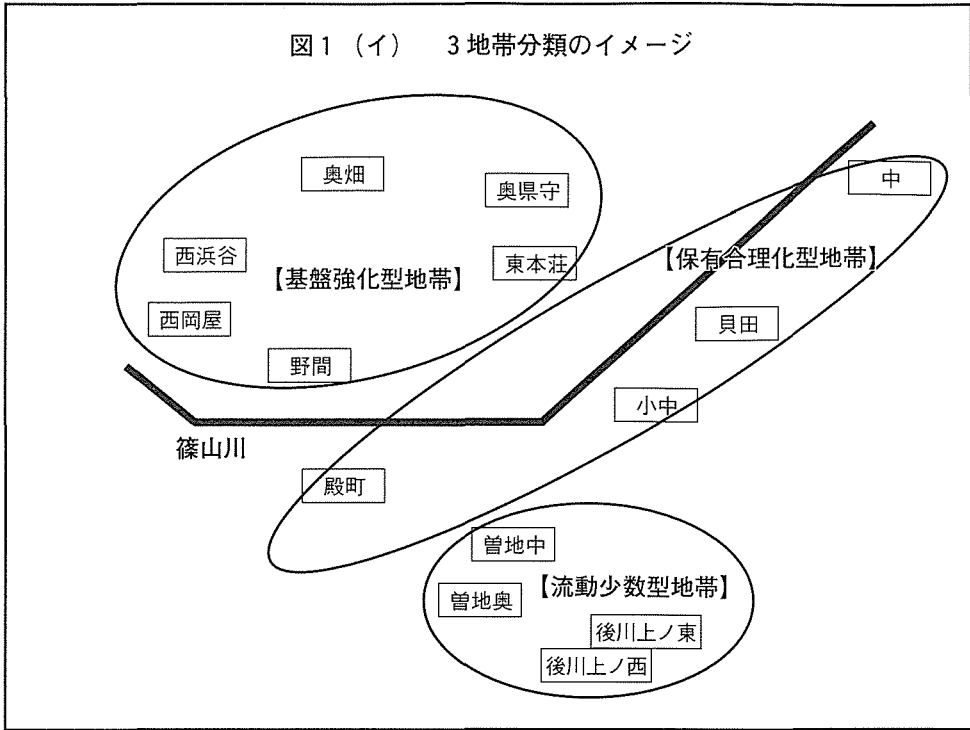


表1 地帯地域別にみた諸特徴

	保有合理化型地帯		基盤強化型地帯		流動少数型地帯
	保有合理化型東部地区 (小中、貝田、中)	保有合理化型西部地区 (殿町)	基盤強化型東部地区 (奥県守、東本荘)	基盤強化型西部地区 (奥畑、野間、西浜谷、西岡屋)	流動少数型南部地区 (曾地中、曾地奥、後川上ノ東、後川上ノ西)
水稲作付地の稲作作業	全稲作作業を自分で行う (西部でとくにその傾向)		依頼する稲作作業がある (西部でとくにその傾向)		依頼する稲作作業がある
同上 (総経営面積別)	中大規模層：全稲作作業を自分で行う (総経営面積中大の農家多い)		小中規模層：依頼する稲作作業がある (総経営面積小中の農家多い)		小中規模層：依頼する稲作作業がある (総経営面積小中の農家比較的多い)
賃貸と作業委託の関係	代替的關係		補完的關係		補完的關係
稲作組織化方式	集落組織等による対応 ・機械の共同利用方式 組織的対応は不要		集落組織等による対応 ・基幹作業を集団のオベが実施 ・機械の共同利用方式 ・集落一農場方式		集落組織等による対応 ・基幹作業を集団のオベが実施 ・機械の共同利用方式
同上	集落組織等による対応 ・機械の共同利用方式 ・集落一農場方式 農協・農業者に作業委託 ・受託農業者に作業委託	集落組織等による対応 ・機械の共同利用方式 ・基幹作業を集団のオベが実施 組織的対応は不要	農協・農業者に作業委託 ・受託農業者に作業委託 集落組織等による対応 ・機械の共同利用方式 ・基幹作業を集団のオベが実施	集落組織等による対応 ・基幹作業を集団のオベが実施 ・機械の共同利用方式 ・集落一農場方式	集落組織等による対応 ・基幹作業を集団のオベが実施 ・機械の共同利用方式
同上 (総経営面積別)	小規模層：農協・農業者に作業委託 ・受託農業者に作業委託 中規模層：集落組織等による対応 ・機械の共同利用方式 大規模層：組織的対応は不要		小規模層：農協・農業者に作業委託 ・受託農業者に作業委託 中規模層：集落組織等による対応 ・基幹作業を集団のオベが実施 ・機械の共同利用方式 大規模層：組織的対応は不要		小規模層：農協・農業者に作業委託 ・GFささやま等の三セクに作業委託 中規模層：集落組織等による対応 ・基幹作業を集団のオベが実施 ・機械の共同利用方式 大規模層：組織的対応は不要
同上 (稲作作業別)	全稲作作業を自分で行う：組織的対応は不要 集落組織等による対応 依頼する稲作作業がある：農協・農業者に作業委託 集落組織等による対応		全稲作作業を自分で行う：組織的対応は不要 集落組織等による対応 依頼する稲作作業がある：集落組織等による対応 農協・農業者に作業委託		全稲作作業を自分で行う：組織的対応は不要 集落組織等による対応 依頼する稲作作業がある：集落組織等による対応

稲作作業がある」割合が高い。

次いで、水田貸し付けと稲作作業の関係をみると、「全稲作作業を自分で行う」農家の割合の高い保有合理化型地帯では、「依頼する稲作作業がある」農家の割合が高いほど「貸付け水田がある」農家の割合が低くなり、逆は逆になるという傾向を認めることができる。しかし、「依頼する稲作作業がある」農家の割合がもともと高い基盤強化型地帯にあっては、そのような傾向をみつけることはできず、むしろ「依頼する稲作作業がある」割合が高ければ「貸付け水田がある」割合も高くなり、逆に「依頼する稲作作業がある」割合が低ければ「貸付け水田がある」割合も低くなるという様相を呈している。

このことから、保有合理化型地帯では、水稻作の作業委託と水田の貸出しは「代替的關係」にあるのに対して、基盤強化型地帯では、その関係が「補完的關係」にあるということができよう。なお、流動少数型地帯は、どちらかという「補完的關係」にある。

希望する稲作組織化方式に関しては、全体では「集落組織等による対応」がもっとも多く、次いで「農協・農業者に作業委託」で、もっとも少ないのが「組織的対応は不要」である。地帯地域別では、保有合理化型東部地区で「集落組織等による対応」と「農協・農業者に作業委託」が、保有合理化型西部地区で「集落組織等による対応」と「組織的対応は不要」が、基盤強化型東部地区で「農協・農業者に作業委託」と「集落組織等による対応」が、基盤強化型西部地区で「集落組織等による対応」が、流動少数型南部地区で「集落組織等による対応」が、それぞれ望まれている。

ここで、「農協・農業者に作業委託」とは、「受託農業者に作業委託」と「オペレータ協議会等に作業委託」と「GFささやま等の三セクに作業委託」の三者を含んでおり、また、「集落組織等による対応」とは、「組織的対応は不要（防除は除く）」と「機械の共同利用方式」と「基幹作業を集団のオペが実施」と「基幹作業を集団の責任で再委託」と「集落一農場方式」の五者を含んでいる。

希望する稲作組織化方式の背景について、まず、総経営面積別にみると、大規模層では「組織的対応は不要」とする農家が多く、また大規模層ほどその傾向が強い。逆に、「農協・農業者に作業委託」とする農家は小規模層ほど高くなっている。「農協・農業者に作業委託」の中身は「受託農業者に作業委託」が中心である。中規模層は「集落組織等による対応」を望んでいる。

同じことを地帯別また地域別にみても傾向に変化はない。すなわち、大規模層ほど「組織的対応は不要」を希望し、小規模層ほど「農協・農業者に作業委託」を、中規模層では「集落組織等による対応」を希望する。

転作大豆作に関して希望する組織化方式についてみると、全体では「集落組織等による対応」がもっとも多く、次いで「組織的対応は不要」で、もっとも少ないのが「農協・農業者に作業委託」である。地帯地域別では、基盤強化型地帯と流動少数型地帯で全体と同じような傾向を示すのに対して、保有合理化型地帯で「組織的対応は不要」とする農家の割合が高

くなっている。

希望する転作大豆作の組織化方式の背景について、総経営面積別にみると、大規模層と小規模層で「組織的対応は不要」とする農家が多く、中規模層で「集落組織等による対応」を希望する農家が多い。なお、中規模層の「集落組織等による対応」の中身は、「機械の共同利用方式」が多い。

最後に、水田経営の今後に関しては、全体では、水田経営を「拡大したい」農家の割合はきわめて低く、おおかたの意向は水田経営の「現状維持」である。ただし、保有合理化型の西部地域と基盤強化型の西部地域で、「縮小したい」農家の割合が比較的高くなっている。

### 3. 篠山地区の地域営農の問題点

さて、篠山地区における地域営農の方向として、大きく、①農業者自身による組織的取り組みの方向と、②行政・農協等の支援を中心とした方向と、それに、③個別対応による方向の3つの方向を想定することができる。

①の農業者自身による組織的取り組みの方向とは、農業者自身が集落営農組合（地域営農集団）を形成することによる対応の方向であり、②の行政・農協等の支援を中心とした方向とは、1つは利用権設定等促進事業による方向であって、これには、(イ)農用地利用集積計画による利用権（賃借権・使用貸借権・経営受託権）設定の方向と、(ロ)農地保有合理化法人による集合的利用権等調整事業等の方向の2つがある。(イ)の農用地利用集積計画による利用権（賃借権・使用貸借権・経営受託権）設定の方向には、個別相対市場への市町村介入として位置づけられる普通の利用権設定のケースと、農用地利用改善団体による利用権調整のケース、それに農協（農地保有合理化法人とは無関係）や土地改良区による利用権調整のケースがある。(ロ)の農地保有合理化法人による集合的利用権等調整事業等の方向には、農地保有合理化法人を介した普通の利用権設定のケースと、集合的利用権等調整事業の地域ぐるみ管理方式と、集合的利用権等調整事業の利用権調整方式がある

また、②の行政・農協等の支援を中心とした方向として、2つめに、農協・三セク・農地保有合理化法人等による農作業受託の方向がある。③の個別対応による方向とは、個別相対による作業受委託（個人的に組織された作業受託者グループによる対応を含む）の方向と、農地法第3条による賃借権設定および違法なヤミ小作の方向である。

このように、篠山地区の地域営農の方向として、多様な方向が考えられるが、大切なことは、多様なこれらの方向をどのように整序し、論理づけを行うことができるかという点である。そして、これが、まさに篠山地区の地域営農における問題点なのである。

以上のような観点から、以下、篠山地区の地域営農の将来方向について考察することにする。

#### 4. 全国レベルでみた地域営農集団の展開

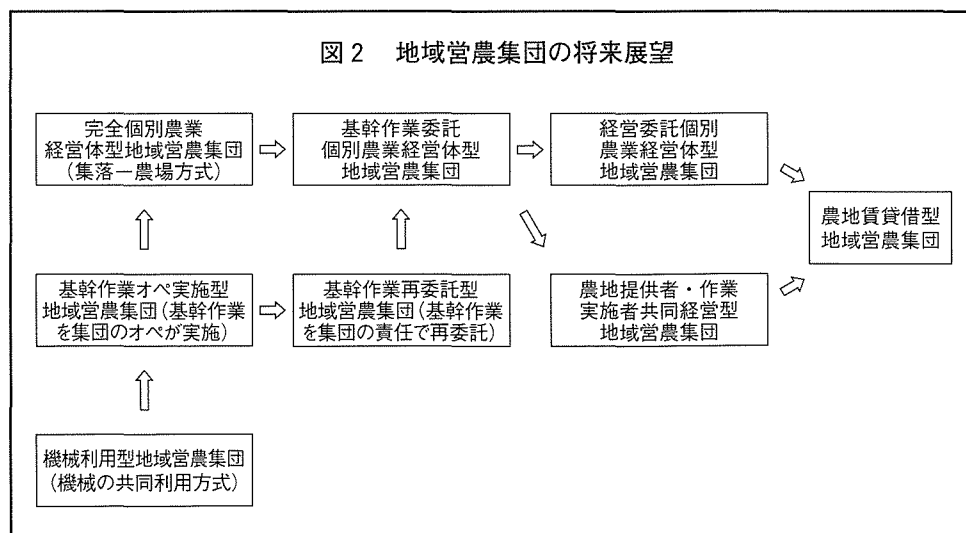
篠山地区の地域営農の将来方向を考察するに先だって、全国レベルでみた地域営農集団の将来展望について検討を加えておこう。

地域営農集団の将来展望は、土地利用型農業を対象にした場合、およそ図2のように想定することができる。ここで、「地域営農集団」とは、土地結合を基軸として、地域の農業生産や農業経営を全体として合理的なかたちに誘導しようとする集団的生産組織のことをいう。

農業経営にかかわる権利には、経営主宰権、農産物所有権、それに損益帰属権の三者がある。ここで、経営主宰権とは、土地利用のあり方や作付・栽培作業に関して何を・いつ・どこで・どのような方法で実施するかを決定する権利のことであり、損益帰属権とは、農産物所有権者のリスク負担権すなわち残余収益請求権のことである。これら3つの権利をすべて備えた経済主体であり経営である場合が普通であるが、しかし、これらの権利を別々の経済主体に具備させている経営もまれではない。これら3つの権利が分散して存在している場合、正確には、経営はそれら3権利にかかわる複数の経済主体によって営まれているということになる。

図2にみる地域営農集団の展開論理は、農業経営にかかわる以上3つの権利が、地縁的団体の構成員の手から離れて、地縁的団体そのものや、あるいは地縁的団体をも通り越して経営受託者や賃借人の方へと移行していく必然性に求められている。

さて、「機械利用型地域営農集団」（アンケートでは「機械の共同利用方式」とした）とは、全部の農作業を構成員である個々の農業者が独自に行うことを基本とするが、集落等の地縁的な農業者で機械の共同利用のための組合を組織し、中大型機械の共同利用を行うという地域営農集団の類型である。



次いで「基幹作業オペレーター実施型地域営農集団」（アンケートでは「基幹作業を集団のオペが実施」とした）とは、土地利用調整をはじめとする一部の重要な経営主宰権は地縁的な農地利用権者からなる団体（利用権を譲ってしまった不耕作の農地所有権者を含めてもよいが、このとき団体は「農用地利用改善団体」となることが多い）に存在しているが、農産物所有権と損益帰属権はともに団体の構成員である農地利用権者に存在しており、基幹的な農作業はオペレーターとなっている団体の構成員が実施し、残りの補完作業は構成員である農地利用権者が個々に実施するという地域営農集団の類型である。

続く「完全個別農業経営体型地域営農集団」（アンケートでは「集落一農場方式」とした）とは、農地提供者を構成員（農地を提供しないで労働力出資のみを行う労働力提供構成員を若干含めてもよい）とする地域ぐるみ組織の団体に、経営主宰権・農産物所有権・損益帰属権の3つの権利がすべて備わっており、団体自体が1つの個別農業経営体となっている地域営農集団の類型である。

「基幹作業再委託型地域営農集団」（アンケートでは「基幹作業を集団の責任で再委託」とした）とは、土地利用調整をはじめとする一部の重要な経営主宰権は地縁的な農地利用権者からなる団体（利用権を譲ってしまった不耕作の農地所有権者を含めてもよいが、このとき団体は「農用地利用改善団体」となることが多い）に存在するが、農産物所有権と損益帰属権は団体の構成員である農地利用権者に存在しており、かつ基幹的な農作業を団体の名のもとに受託者（法人農業経営を含む）に請け負わせて行う（残りの補完作業は団体の構成員である農地利用権者または団体が実施する）地域営農集団の類型である。

次の「基幹作業委託個別農業経営体型地域営農集団」とは、農地提供者のみを構成員とする地域ぐるみ組織の団体に、経営主宰権・農産物所有権・損益帰属権の3つの権利がすべて備わっていて、団体自体が1つの個別農業経営体となっているが、しかし基幹的な農作業を団体の名のもとに受託者（法人農業経営を含む）に請け負わせて行う（残りの補完作業は団体が実施する）地域営農集団の類型である。

「経営委託個別農業経営体型地域営農集団」とは、損益帰属権は農地提供者のみを構成員とする地域ぐるみ組織の団体に、また経営主宰権と農産物所有権は経営受託者に、それぞれ分散して存在することとなるケースで、経営受託者は自らの労働と資本（および資本財）を用いて経営を主宰し、また農産物の所有権者となるが、危険負担にかかわる損益の帰属はあくまでも経営委託者である団体に存在することになる地域営農集団の類型である。

続く「農地提供者・作業実施者共同経営型地域営農集団」とは、農地提供者のみを構成員とする地域ぐるみ組織の団体と、実際に労働を提供する農業者（法人農業経営を含む）とが「共同経営」を行い、この共同経営体が1つの個別農業経営体となるもので、団体は農地をまた農業者は労働と資本（および資本財）を提供し（農業者が基幹作業のみを実施するときは団体が補完作業を提供する）、経営主宰権・農産物所有権・損益帰属権は団体と農業者の双方（すなわち共同経営体）に存在する地域営農集団の類型である。



最後に「農地賃貸借型地域営農集団」とは、農地提供者のみを構成員とする地域ぐるみ組織の団体は農地をプールし、また農地を賃貸する機能を持つが、経営主宰権・農産物所有権・損益帰属権の3つの権利はすべて賃借人（法人農業経営を含む）の方に存在するというもので、賃借人が1つの個別農業経営体となっている地域営農集団の類型である。

ところで、篠山地区に目を転じた場合、図2にみたような地域営農集団が存在するかといえば、それは曾地中農業生産組合くらいのものである。ただし、同組合といえども、現在のところ、組合が所有する田植機を用いて集落の2人のオペレーターが田植作業を実施するというもので、水稻作に関しては「基幹作業オペレーター実施型地域営農集団」に分類されるというものの、基幹作業のうちでも田植作業のみに限られた地域営農集団である。また、同組合の転作に関しては、例えば黒大豆の場合は、生産組合が所有する機械（乾燥機・脱粒機・選粒機・移植機・防除機）を集落の個々人が借りて利用する「機械の共同利用方式」となっている。

篠山地区には、このように、「基幹作業を集団のオペが実施」する類型すなわち「基幹作業オペレーター実施型地域営農集団」と、「機械の共同利用方式」の類型すなわち「機械利用型地域営農集団」は存在するが、それ以外のものは見あたらない。しかし、希望する稲作組織化方式に関するアンケート結果をみると、農家は「基幹作業を集団のオペが実施」を希望するだけでなく、集落によっては「機械の共同利用方式」や「集落一農場方式」や、さらには「基幹作業を集団の責任で再委託」などを望む農家もあって、実在しないことを理由に、これらの類型を問題にしないというわけにはいかないのである。

## 5. 篠山地区の地域営農の将来方向

篠山地区の地域営農の将来方向を考察するにあたって、①利用権（賃借権・使用貸借権・経営受託権）設定を促進する方向と、②農作業受委託を促進する方向の2つに分けて考察することが重要である。農業従事者の兼業へのいっそうの深化と高齢化を考慮に入れれば、このような2つの方向で考察を加えておくことは有意義なことである。ただし、利用権設定の促進は農作業受委託の促進を抑制する場合があります、また農作業受委託の促進は利用権設定の促進を抑制する場合がありますことには注意を要する。互いにトレードオフの関係にある場合があるからである。

### （1）利用権設定促進の方向

まず、前者の利用権（賃借権・使用貸借権・経営受託権）設定を促進する方向であるが、これには、（イ）利用権設定等促進事業の農用地利用集積計画による利用権（賃借権・使用貸借権・経営受託権）設定の方向と、（ロ）農地保有合理化法人による集積の利用権等調整事業等の方向と、それに（ハ）農地法第3条による賃借権設定を促進する方向の3つの方向があ

る。

(イ)の利用権設定等促進事業の農用地利用集積計画による利用権（賃借権・使用貸借権・経営受託権）設定の方向には、個別相対市場への市町村介入として位置づけられる普通の利用権設定のケースと、農用地利用改善団体による利用権調整のケース、それに農協（農地保有合理化法人とは無関係）や土地改良区による利用権調整のケースがある。(ロ)の農地保有合理化法人による集会的利用権等調整事業等の方向には、農地保有合理化法人を介した普通の利用権設定のケースと、集会的利用権等調整事業の「地域ぐるみ管理方式」と、集会的利用権等調整事業の「利用権調整方式」がある。

ここで、(ロ)の農地保有合理化法人による集会的利用権等調整事業等の方向のうち、「地域ぐるみ管理方式」と「利用権調整方式」の2つの方式は、いずれも営農意欲の強い農業者に農地を面的に集積する方法として期待の大きいものである。

なぜならば、「地域ぐるみ管理方式」は、集落全体の農地の利用権を一括して農地保有合理化法人に集積し（農地保有合理化法人が借り受け）、集落の土地利用計画や作物別の団地化計画等にも配慮を払いつつ、意欲ある農業者に再配分（再貸し付け）するという方式であり、また「利用権調整方式」は、農地の貸し付けの希望が出るたびに、農地保有合理化法人はできる限り長期間の借り受けを行い、場合によっては中間保有をしながら、貸し付けについては努めて農地の集団化すなわち面的集積に留意して、意欲ある農業者に再配分（再貸し付け）するという方式であるからである。

篠山市には、旧篠山町を区域とする篠山町農業協同組合と、旧西紀町・旧丹南町・旧今田町を区域とする丹波農業協同組合の2農協があって、ともに農地保有合理化法人の指定を受けている。したがって、篠山地区の地域営農の将来を考えた場合、県下一円で農地保有合理化事業を実施する県レベルの農地保有合理化法人である（財）ひょうご農村活性化公社と篠山町農協とが連携して、今後、集会的利用権等調整事業に取り組むことが求められているといえるであろう。

とくに「地域ぐるみ管理方式」の場合、地域農業集団あるいは農用地利用改善団体といった地縁的団体の土地利用調整機能に待つところも非常に大きい。篠山地区においては、そのとき、既存の集落営農組合をいっそう活性化して、そのような土地利用調整機能を同営農組合に期待するという方向も考えておく必要がある。この「地域ぐるみ管理方式」は、図2でみた「農地賃貸借型地域営農集団」を側面から支えるものとみなすことができ、実現可能性の高いものであると期待することができよう。

なお、(有)グリーンファームささやまのような第三セクターでも、平成12年11月の農地法改正（施行は平成13年3月）により、事業要件と経営責任者要件を満たせば、農業生産法人として活動することが、平成13年3月以降は可能になったことに留意しておく必要がある。すなわち、地方自治体が農業生産法人の構成員となることが認められたため、上記2要件を満たせば、従来からの農作業受託のみならず、農地を借り受けて、(有)グリーンファー

ムささやま自体が農業経営を行うことが可能になったのである。

## (2) 作業受委託促進の方向

次いで、後者の農作業受委託を促進する方向であるが、これには、(イ) 集落営農組合（地域営農集団）による作業受託の方向と、(ロ) 農協・三セク・農地保有合理化法人等による作業受託の方向と、それに (ハ) 個別相対による作業受託（個人的に組織された作業受託者グループによる対応を含む）の方向の3つの方向が考えられる。利用権の設定を行えるところは、前項のような方法ですべて行った上で、さらに加えて、農作業受委託の促進の方向に、以上のような方法で精力的に取り組まなければならないのである。このとき、利用権設定の促進は農作業受委託の促進を抑制し、また農作業受委託の促進は利用権設定の促進を抑制する場合があるが、短期的に農作業受委託の増加がみられたとしても、長期的には利用権設定の増加に収束していく関係になっていることには注意されてよい。

篠山地区の場合、先にみた図2の中では、「基幹作業オペレーター実施型地域営農集団」や「機械利用型地域営農集団」が存在するのみであった。しかし、だからといって、作業受委託促進の方向から、この(イ)の「集落営農組合（地域営農集団）による作業受託の方向」を無視してしまうわけにはいかない。

事実、希望する稲作組織化方式に関するアンケート結果によると、「基幹作業オペレーター実施型地域営農集団」だけでなく、「機械利用型地域営農集団」や「完全個別農業経営体型地域営農集団」それに「基幹作業再委託型地域営農集団」などに関心を寄せる農家もあって、考察するにあたっては、考えられる多くのタイプを頭に入れておく方が望ましいといえるのである。しかも、今後、いっそうの兼業深化と高齢化のなかで、「基幹作業委託個別農業経営体型地域営農集団」なども生まれてこないとも限らない。

ただし、集落営農組合（地域営農集団）を形成することができるのは、組織的な取り組みが可能な集落ないしは地区に限られていて、例えば、都市化の進んでいる集落や圃場整備が未整備の集落などでは、その形成が困難なことも予想される。このように、組織的取り組みが困難となるような場合には、(ロ)の農協・三セク・農地保有合理化法人等による作業受託の方向や、(ハ)の個別相対による作業受託（個人的に組織された作業受託者グループによる対応を含む）の方向に頼らざるをえないという場面も出てくるものと思われる。

ここで、農作業受委託を促進するにあたって、篠山地区では、集落営農組合（地域営農集団）を充実ないしは形成することにより作業受委託を促進する方向（(イ)の方向）でいくのか、あるいはそれ以外の方向（(ロ) (ハ)の方向）でいくのかという点について、アンケート調査結果をもとに、若干の考察をしておこう。

まず、希望する稲作組織化方式に関して地帯地域別にみたアンケート調査結果は次のようであった（表1参照）。保有合理化型東部地区では「集落組織等による対応」（38.1%）（「機械の共同利用方式」（14.3%）、「集落一農場方式」（9.5%））と「農協・農業者に作業委託」（31.0%）（「受託農業者に作業委託」（21.4%））が望まれ、保有合理化型西部地区では「集落

組織等による対応」(38.5%)、「機械の共同利用方式」(11.5%)、「基幹作業を集団のオペが実施」(11.5%)と「組織的対応は不要」(38.5%)が希望されていた。

次いで、基盤強化型東部地区では「農協・農業者に作業委託」(42.1%)、「受託農業者に作業委託」(28.9%)と「集落組織等による対応」(31.6%)、「機械の共同利用方式」(15.8%)、「基幹作業を集団のオペが実施」(10.5%)が望まれ、基盤強化型西部地区では「集落組織等による対応」(66.3%)、「基幹作業を集団のオペが実施」(27.2%)、「機械の共同利用方式」(20.7%)、「集落一農場方式」(14.1%)が希望されていた

そして、流動少数型南部地区では「集落組織等による対応」(53.8%)、「基幹作業を集団のオペが実施」(23.7%)、「機械の共同利用方式」(18.3%)が希望されていた。

こうして、篠山地区における希望する稲作組織化方式に関する以上の説述を要約すると、図3のように模式的に表現することができる。そして、篠山地区における水稲作に関する農作業受委託促進の方向は、(イ)の集落営農組合(地域営農集団)による作業受託の方向でいくのか、(ロ)の農協・三セク・農地保有合理化法人等による作業受託の方向でいくのか、さらには、(ハ)の個別相対による作業受託(個人的に組織された作業受託者グループによる対応を含む)の方向でいくのか、を明らかにすることができるのである。

最後に、希望する転作大豆作の組織化方式についてのアンケート調査結果から、転作大豆に関する組織化方式の方向について触れておこう。

希望する転作大豆作の組織化方式を地帯地域別にみると、まず、保有合理化型東部地区では「組織的対応は不要」(40.0%)と「集落組織等による対応」(40.0%)、「機械の共同利用方式」(20.0%)が望まれ、保有合理化型西部地区では「組織的対応は不要」(48.0%)と「集落組織等による対応」(36.0%)、「機械の共同利用方式」(16.0%)が希望されていた。

次いで、基盤強化型東部地区では「集落組織等による対応」(67.6%)、「機械の共同利用方式」(32.4%)、「防除のみ組織的対応」(26.5%)が望まれ、基盤強化型西部地区では「集落組織等による対応」(69.9%)、「機械の共同利用方式」(35.6%)、「基幹作業を集団のオペが実施」(16.4%)が希望されていた。

そして、流動少数型南部地区では「集落組織等による対応」(64.5%)、「機械の共同利用方式」(38.2%)が希望されていたのである。

こうして、篠山地区における希望する転作大豆の組織化方式に関する以上の説述を要約すると、図4のように模式的に表現することができる。そして、篠山地区における転作大豆作に関する作業受委託促進の方向を明らかにすることができるのである。

図3 篠山地区における稲作組織化方式の行方

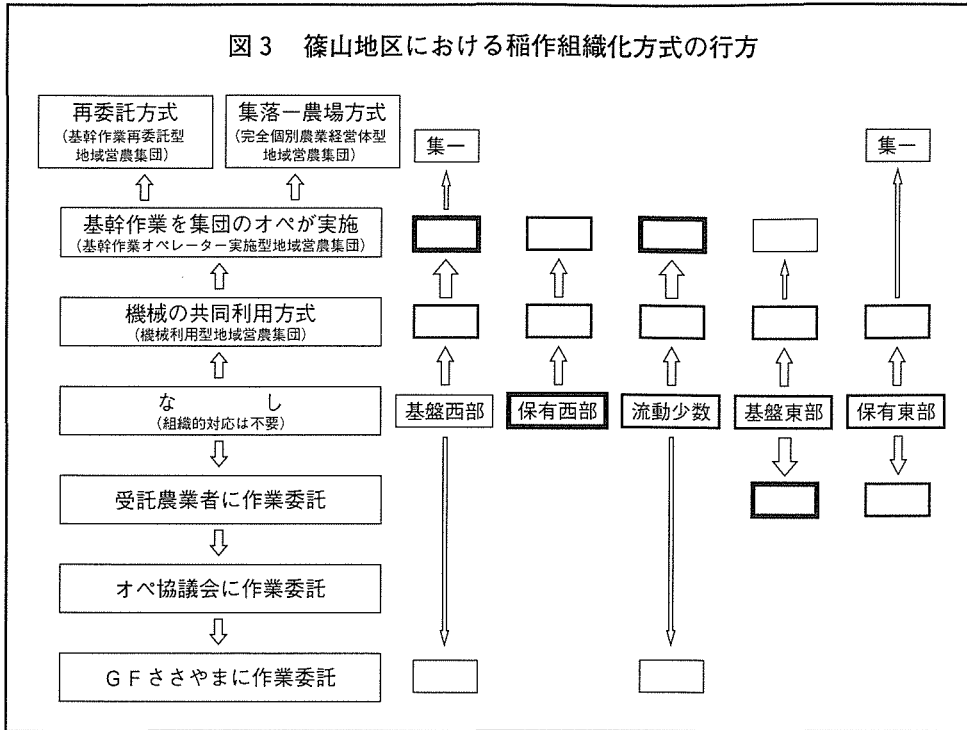
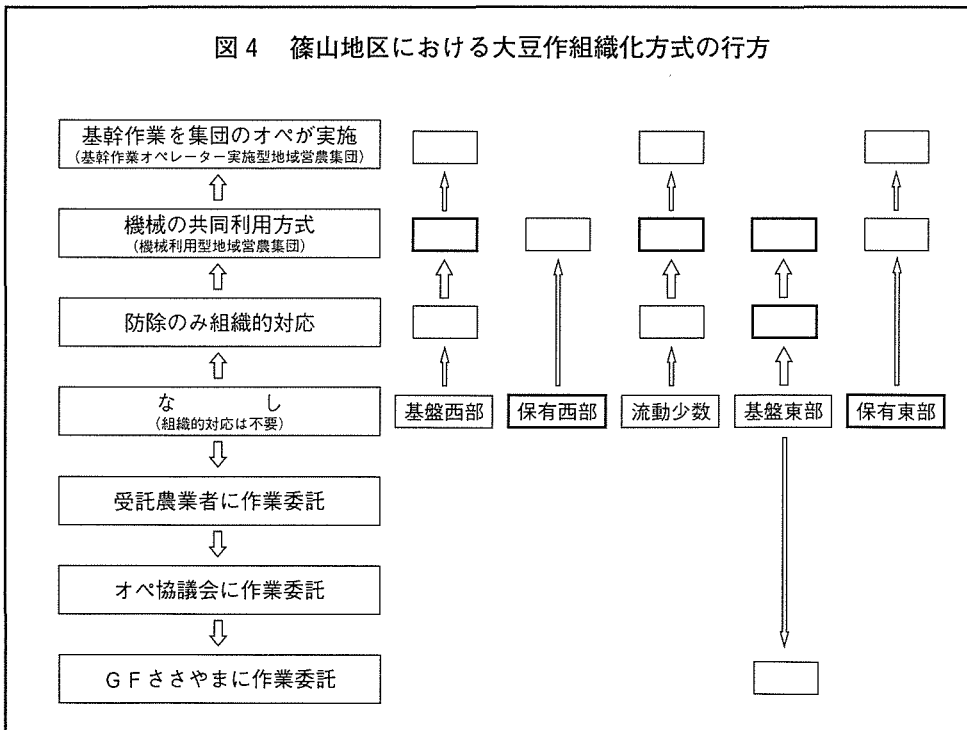


図4 篠山地区における大豆作組織化方式の行方



## むすび

本稿を終えるにあたって、篠山地区の地域営農の将来方向として、利用権設定を促進する方向と農作業受委託を促進する方向に加えて「農地提供者・作業実施者共同経営型地域営農集団」を形成する方向が存在することについて触れておきたい。農地提供者からなる地域ぐるみ組織の団体と作業者が共同経営を営む「農地提供者・作業実施者共同経営型地域営農集団」は、篠山地区において今後育成すべき地域営農集団の類型である。

なぜならば、第1に、農地提供者を構成員とする団体がこのような共同経営のパートナーとなることは、地域農業の展開や農地の保全等に対して地主がつねに関心を示すことに通ずるため、地域の農業の発展にプラスになるであろうことを予想させる。第2に、農地提供者の団体が共同経営のパートナーとなることは、地主も団体を通して農業経営に参加していると理解されるため（団体が補完作業を提供するときはなおさらそうである）、地主によっては心の底に潜在している農業離れに対する罪の意識から解放されることができる。そして第3に、農地提供者の団体が共同経営のパートナーである限り、実際に農作業にタッチすることなくとも、地主のままで農協の正組合員として居続けられる可能性が、単なる地代取得地主の場合よりずっと高くなるであろうことを予想させる。このようなことを考慮すると、この類型は、篠山地区において今後育成すべき地域営農集団の類型のように判断されるのである。

以上、篠山地区の地域営農の将来方向について考察した。繰り返し述べたように、利用権（賃借権・使用貸借権・経営受託権）設定を促進する方向と、農作業受委託を促進する方向の2つの方向をうまく絡み合わせまた連動させていくことが重要である。加えて「農地提供者・作業実施者共同経営型地域営農集団」という共同経営を形成する方向も無視できないことを強調しておきたい。

### 注

- 1) 本稿は、筆者が執筆した『平成12年度・地域農業経営改善調査及び利用権設定等実態は握調査報告書【兵庫県篠山市】』（平成13年3月、農林水産省近畿農政局生産経営部経営課）をもとに作成した。
- 2) 14の集落とは、殿町、奥畑、野間、西浜谷、西岡屋、小中、曾地中、曾地奥、後川上ノ東、後川上ノ西、奥県守、東本荘、貝田、中である。なお、アンケートについては、配布部数384、回収部数343、有効回答部数341であった。